

鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を教育・保育施設等が実施することに対し、予算の範囲内において鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について(令和3年12月23日付け府子本第1203号)別紙「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の3に規定する教育・保育施設等(以下「対象施設」という。)で、実施要綱の5に規定する要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が実施要綱の4に規定する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)に対する賃金改善(実施要綱の4の国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。)を実施するために必要な経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象施設ごとに、実施要綱の6に規定する方法により算定し、予算で定める額以内とする。

2 前項の場合において、認可保育所又は認定こども園の分園は、一対象施設として取り扱うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱の7(1)に規定する保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の補助金等交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、申請者に鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定は、令和3年度分の補助金にのみ適用し、令和4年度以後の補助金については、規則の定めるところによる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第14条の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱の7(2)に規定する保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

2 鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金については、鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金の使途については、補助対象者の給与支払い明細台帳を整備・保管しておくこと。
- (3) この補助金の使途については、市が調査を行い、報告を徴することがある。
- (4) 鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の規定に従うこと。